

## 千葉県特定乳児等通園支援事業における給食費等の徴収等に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、千葉県特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例（令和8年千葉県条例第20号。以下「条例」という。）第12条第3項第3号に規定する食事の提供に要する費用（以下「給食費等」という。）の徴収等について、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 給食費 給食の提供に要する費用をいう。
- (2) おやつ費 おやつ提供に要する費用をいう。
- (3) 乳児等支援給付認定保護者 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第30条の15第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。
- (4) 公立施設 法第54条の3に規定する特定乳児等通園支援事業者のうち、千葉県が設置するものをいう。

### (給食費等の額)

第3条 公立施設における給食費等の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 給食費 1食につき240円
- (2) おやつ費 1食につき60円

### (給食費等の免除)

第4条 乳児等支援給付認定保護者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、給食費等を免除する。

- (1) 生活保護世帯
- (2) 市町村民税（特定乳児等通園支援（法第30条の20第1項の規定による特定乳児等通園支援をいう。以下この号において同じ。）の利用のあった月の属する年度（特定乳児等通園支援のあった月が4月から8月までの場合にあっては、前年度）分の保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税をいう。）所得割額が77,101円未満の世帯
- (3) 要支援児童等のいる世帯

### (委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、こども未来局長が定める。

## 附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。